

SDS 065 製品名 ニュー不燃(G、G-II)

## 安全データシート(SDS)

## 1.化学品及び会社情報

化学品等の名称	ニュー不燃(G、G-II)
製品コード	-
供給者の会社名	ビルトマテリアル株式会社
住所	東京都目黒区駒場3-12-41
電話番号	03-3460-3111
ファックス番号	03-3460-3110
電子メールアドレス	-
緊急連絡電話番号	-
推奨用途	-
仕様上の制限	-

本製品の組成及び成分情報、危険有害性情報、応急処置に関する情報、取扱い上の注意事項等については、次頁以降の安全データシート(SDS)に記載された内容をご参照ください。

本SDSは、国内法等の要求から、作成および改訂時において入手可能な最新情報をもとに製造元が作成していますが、必ずしも全ての情報を網羅したものではありません。

新たな情報を入手した場合は、記載内容を改訂します。また、記載のデータや危険有害性等の情報は、いかなる保証をなすものではありません。

当社が認めた仕様以外の特殊な条件で使用するときは、取扱事業者において安全性を確認してください。

## 製品安全データシート (MSDS)

作成日：2005年 10月 25日

改定日：2011年 10月 24日

## 1. 製品及び会社情報

製品の名称	ニュー不燃 (G, G-II)		
製造元	会社	日本グラスファイバー工業株式会社	
	住所	〒483-8243 愛知県江南市五明町石橋 18 番地	
	電話番号	0587-55-3176	
	FAX番号	0587-54-4196	
販売元	会社	東レペフ加工品株式会社	
	住所	〒279-8555 千葉県浦安市美浜 1-8-1 東レビル	
	担当部門	ペフ営業部 東京ペフ販売課	
	電話番号	047-350-6157	
	FAX番号	047-350-6092	
	住所	〒530-8222 大阪市北区中之島三井ビルディング	
	担当部門	ペフ営業部 大阪ペフ販売課	
	電話番号	06-6445-3633	
	FAX番号	06-6445-3642	

## 2. 危険有害性の要約

GHS分類 皮膚腐食性・刺激性； 区分2（刺激性）  
 眼に対する重篤な損傷性・刺激性； 区分2B（軽度の眼刺激性）  
 特定標的臓器・全身毒性（単回暴露）； 区分3（気道刺激性）  
 ＊上記で記載がない危険有害性は分類対象外または分類できない。

ラベル要素 絵表示又はシンボル；



＊ガラス長繊維製品は成形品である。事業者向けGHS分類ガイダンス（平成21年3月 経済産業省）において、成形品はGHSの適用対象外となっているので、製品ラベルの絵表示は行っていない。

注意喚起語； 警告

危険有害性情報 皮膚刺激  
 眼への刺激  
 （気道刺激性） 呼吸刺激性を起こすおそれ

注意書き

1. ガラス長繊維に触れると、皮膚、眼、喉や鼻に一時的にかゆみや痛みを起すことがある。
  - ・長袖のゆったりした衣服、保護手袋、保護眼鏡及び防塵マスクを着用する。
  - ・取扱後、石鹸を用いてこすらずに温水で洗い、うがいを励行する。
  - ・切断した場合の屑は、速やかに袋に入れる等粉塵の飛散に注意する。

- ・作業衣服は、他の衣類等とは別に洗濯する。
  - ・かゆみ、痛みが続くときには医師の診察を受ける。
2. ガラス長繊維自体は不燃物である。(ガラス繊維表面に付着している極少量の集束剤や表面処理剤は一般には可燃物である)
- ・取扱場所や排気ダクト内などのガラス長繊維屑の除去に努める。

### 3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 ; 混合物

化学名	:アルミナ珪酸ガラス (Eガラス・無アルカリガラス)	:ポリエチレンテレフタレート (ポリエステル)	特殊アクリル系樹脂
CAS NO	:65997-17-3	:25038-59-39	: -

ガラスは化審法における官報公示整理番号及びP R T R法・安衛法における政令番号に該当する化学物質に該当しない。

### 4. 応急措置

目に入った場合 皮膚に付いた場合	:清浄な水で洗う。もし痛みが続くようであれば医師の診断を受ける。 :こすらないで、水洗・浴槽・シャワー等及び石鹸を用いて清浄な水で洗い流す。もし異常が継続する場合には、医師の手当てを受ける。 :溶融物が付着した場合は、直ちに大量の水で冷却し、医師の手当てを受ける。
吸入した場合	:清浄な水でうがい、洗浄等を行い除去する(一般の異物と同様)。 もし異常があれば、医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合	:同上

### 5. 火災時の措置

消火方法	:通常の消火
消火剤	:特に指定なし(水の噴霧が良い)
その他	:アルミナ珪酸ガラスは、不燃物である。

### 6. 漏出時の措置

:床面などにこぼれた場合は、速やかに粉塵が飛散しないよう静かに掃除し、空容器や袋等に詰めて一般産業廃棄物と同様の扱いとする。

### 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱	:吸い込んだり、眼・皮膚に出来る限り触れないようにする。 手袋・保護眼鏡・防塵マスクを着用する。 静電気を帯びやすい性質があるため、静電気が発生しやすい作業環境では、除電装置を設置する等の対策を講じること。
保管	:安全上問題はないが、品質上水漏れ厳禁とし、常温常湿の室内保管とする。 引火の恐れはないが、変色等の品質劣化があるため、火気や熱源より遠ざけて保管すること。

## 8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度	:ガラス長繊維製品は鉱物に該当し、粉じん則の規定に該当する作業場の場合は、遊離けい酸（結晶化シリカ）が0%であるから、吸入性粉じん管理濃度は、3.0mg/m <sup>3</sup> となる。
許容濃度	:ガラス長繊維粉じんは第3種の粉じんに該当し許容濃度を次のように定める ・吸入性粉じん 2mg/m <sup>3</sup> （勧告値）日本産業衛生学会 ・総粉じん 8mg/m <sup>3</sup> （勧告値）日本産業衛生学会
設備対策	:局所排気装置及び洗顔・洗身・うがい・更衣設備・洗濯設備などの設置が望ましい。
保護具	
呼吸用保護具	:防塵マスクを着用する。
保護眼鏡	:保護眼鏡を着用する。
保護手袋	:着用のこと。皮手袋などガラス長繊維を通しにくいものが望ましい。
保護衣	:着用のこと。襟付きで、手首・足首が締まっているものが望ましい。

## 9. 物理的及び化学的性質

外観	:白色のガラス繊維集合体
沸点(°C)	:なし
蒸気圧(mmHg)	:なし
揮発性	:なし
融点(°C)	:（軟化点）約 840
比重 (25°C)	:約 2.5
溶解度 (水)	:ほとんど溶けない
引火点	:なし
発火点	:なし
爆発限界 (上限・下限)	:なし

可燃性	:不燃性
発火性	:なし
(自然発火性・ 水との反応性)	
酸化性	:なし
自己反応性・ 爆発性	:なし
粉塵爆発性	:なし

## 10. 安定性及び反応性

安定性・反応性	:化学的に安定 反応性なし
その他	:特になし

## 11. 有害性情報

急性毒性	:分類できない
皮膚腐食性及び刺激性	:ガラス長繊維は区分2。 職業ばく露で機械的刺激により、強い搔痒と刺激を生じた。 これらの機械的刺激は一時的であり、5 $\mu$ m以上の繊維との関連がある。 また、職業ばく露で刺激性の皮膚炎も生じているが、毒性はない。
眼に対する刺激性	:ガラス長繊維は 区分2 B。職業ばく露で機械的刺激性が認められている。 この機械的刺激は一時的であり、5 $\mu$ m以上の繊維との関連がある。 (ACGIH (2001)、ATSDR (2004))
呼吸器感作性又は皮膚感作性	:分類できない
生殖細胞変異原性 発がん性	:分類できない :なし (国際ガン研究機関 IARC 区分 グループ3: ヒトに対する発ガン性に分類されない)
生殖毒性	:分類できない
特定標的臓器・全身 毒性-単回暴露	:ガラス長繊維は区分3 (気道刺激性)。 職業ばく露で一時的な気道刺激性が認められているが、ばく露がなくなると消失する。
特定標的臓器・全身 毒性-反復暴露	:分類できない。ガラス長繊維は吸引の可能性がなく、また労働者の疫学調査においても健康への有害な悪影響は認められていないとの情報がある。
吸引性呼吸器有害性	:分類できない

## 12. 環境影響情報

残留性・分解性	:データなし
生体蓄毒性	:データなし
土壤中の移動性	:データなし
その他	:本製品は、意図的に重金属 (鉛、カドニウム、水銀、六価クロム) を用いていない。

## 13. 廃棄上の注意

:製品から発生する廃棄物は、「廃棄物の処理及び掃除に関する法律」に基づく廃棄物の「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず」に該当する。通常の産業廃棄物として、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。

## 14. 輸送上の注意

なし。但し品質上、梱包材料が破損しないように、水漏れや乱暴な取り扱いを避ける。国連分類及び国連番号には該当しない。

---

## 15. 適用法令

危険有害性分類基準の対象法令に該当しない。関係法令等には次のものがある。

## 1) MSDS発行の義務に関して

\*労働安全衛生法第57条の2第1項の政令で定める名称等を通知すべき危険物及び有害物として同法施行令別表第9第314号に「人造鉱物繊維」が掲げられているが、下記通達で「第314号の「人造鉱物繊維」には、ガラス長繊維は含まれないものであること。」と記載されている。したがって、MSDS発行の義務はないものとされている。

労働省労働基準局長 基発第162号 平成12年3月24日

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について」

## 2) 労働安全衛生に関して

\*粉じん障害防止規則別表1の第6号の鉱物（ガラス繊維）を裁断等する場所において作業を行う場合には、労働安全衛生法施行令の規定に定められた「粉じん障害防止規則」が適用される。

労働省労働基準局長 基発第1号 平成5年1月1日

「ガラス繊維及びロックウールの労働衛生に関する指針」

厚生労働省労働基準局長 基発第0331024号 平成21年3月31日

「作業環境評価基準の一部改正する件等の施行等について」

平成21年度厚生労働省告示第195号

「作業環境評価基準の一部を改正する件」

## 3) 化学物質管理促進法（PRTR法）に関して

\*化学物質管理促進法（PRTR法）施工令別表第1の第1種指定化学物質に「ホウ素及びその化合物」があげられており、ガラス長繊維は、ガラスの構成物質として「ホウ素」を1%以上含有した「ガラス製品」であるが、通常の使用の範囲であれば、PRTR法の届出の対象にならない。

但し、取扱いの過程で熔融、蒸発又は溶解等を伴う工程においては、当該化学物質の排出量、移動量の届出が必要となる場合がある。

---

## 16. その他の情報

## 参考文献

「許容濃度の勧告」（2008）

産業衛生学会誌 50巻、157、2008

「ガラス繊維の健康安全性に関する現状について」 硝子繊維協会

平成20年8月発行

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。記載内容は情報提供であって保証するものではありません。